

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5937-2381

担当 管理責任者 鈴木 希衣子

* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 社会福祉法人ケアネット 東中野居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援を行う事業所の概要およびサービス提供地域

事業所名	東中野居宅介護支援事業所
所在地	東京都中野区東中野 5-17-30
介護保険指定番号	1371404136
サービスを提供する地域	中野区全域 新宿区全域 豊島区内の一部 (豊島区のサービス提供地域は4.(2)に記載)

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

従業員の職種	員数	常勤		非常勤		主な保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名	0名	1名	0名	0名	介護支援専門員
主任介護支援専門員	1名	0名	1名	0名	0名	介護福祉士
介護支援専門員	3名	3名	0名	0名	0名	介護福祉士
事務員	0名	0名	0名	0名	0名	

(3) 営業日・時間

営業日	月～金 (土・日曜日 祝日と12/30～1/3は休み)
営業時間	午前9時00分 ～ 午後6時00分

※ 営業日・時間以外の緊急時連絡先 (03-5937-2381)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

以下の流れでサービスを提供いたします。

- ① 相談受付 (申し込み)
- ② 居宅介護支援事業者と契約
- ③ ケアプラン作成のための調査 (アセスメント)・・・ご利用者の居宅に訪問、ご利用者及びご家族に面会して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。
- ④ ケアプラン原案作成・・・サービス事業者の選択。
- ⑤ 担当者会議の開催・・・サービス担当者が集まり会議を開催。

- ⑥ ケアプランに同意・・・サービス計画の内容や介護費用等について、ご利用者及びご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を得た後、交付する。
- ⑦ サービス事業者と契約・・・サービス計画に位置付けたサービス事業者との連絡調整及び契約
- ⑧ サービス利用票の作成
- ⑨ 計画期間中のサービス提供状況の把握・・・給付管理や、1か月に1回以上の訪問し、必要に応じて計画を変更する。
- ⑩ 障害福祉サービスを利用してきた方が、介護保険サービスを利用する際には、事業所は障害福祉サービスの特定相談支援事業所との連携を必要に応じて行う。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、法定代理受領となり、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、【別紙料金表】に記載された金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者である住所地の自治体窓口へ提出しますと、全部または一部の額の払戻を受けられます。

(2) 交通費

下記通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

下記地域以外の方は、介護支援専門員がお尋ねするためには交通費の実費が必要です。自動車での訪問の場合、実施地域を超えた地点から1km（端数の距離は切り上げ）につき、100円となります。但し、請求を行う場合、ご利用者様及びご家族様の同意を得た後に請求いたします。

通常のサービスを提供する地域

中野区	全域
新宿区	全域
豊島区	南長崎、長崎、千早、西池袋、目白全域

(3) 解約料

ご利用者様はいつでも契約を解約することができ、解約時に料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、金額は月末にお知らせいたします。お支払は、事業者の指定期日までに指定口座にお振込みいただきます。

5. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

1. ご利用者様が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行います。
2. ご利用者様の要介護認定等に係る申請に対して、ご利用者様の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、ご利用者様が申請を行っているか否かを確認し、その支援を行います。
3. サービスの質の向上を保つ為、社内研修を行うだけでなく、東京都社会福祉協議会や中野区介護サービス事業者連絡会、自治体、及び地域包括支援センターが主催する研修に積極的に参加していきます。
4. ご利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健・医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業者との連携を得て、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう配慮し努めます。
5. ご利用者様は、当事業所より居宅介護支援のサービスを受けている間に入院される、あるいは入院された際には、入院先の医療機関に、担当の介護支援専門員の氏名をお伝えいただけるようお願いいたします。そのために、担当の介護支援専門員の名刺連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管する事を、国は勸奨しています。
6. 障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する際には、事業所は障害福祉サービスの特定相談支援事業者との連携に努めます。
7. 営業範囲の各自治体から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立さらに認定調査の対象者に対し正しい調査を行います。
8. ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行います。
9. 利用者様は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。ご希望の際は、担当の介護支援専門員にお申し付けください。
10. 利用者様は、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所等について、その事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることが可能です。ご希望の際は、担当の介護支援専門員にお申し付けください。
11. 営業範囲の各自治体または地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けた場合は、適正な計画作成を行い、担当地域包括支援センターと連携を取ります。
12. ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者として設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	当法人独自のアセスメント書式を用いて行う
介護支援専門員への研修の実施	有	・毎週定期的に事業所内会議を実施 ・年数回以上中野区等の自治体や地域包括支援センター、地域の医師会や介護保険事業者団体等が主催する研修に参加する
第3者評価の受審	無	実施した直近の年月日： 実施した評価機関： 評価結果の開示状況：
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の(3)参照

6. サービスに関する苦情

① 事業所ご利用者相談・苦情担当

担当 鈴木 希衣子

電話03-5937-2381

当事業所以外に法人本部に苦情を伝えることができます。

社会福祉法人ケアネット法人本部

電話03-5342-0820

②その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

- ・国民健康保険団体連合会 電話番号 03-6238-0177
- ・中野区区民部介護高齢者支援課 電話番号 03-3228-8878
- ・新宿区福祉部介護保険課 電話番号 03-5273-3297
- ・豊島区保健福祉部介護保険課 電話番号 03-3981-1318
- ・各地域担当の地域包括支援センター・高齢者総合相談センター等でも受け付けます。

7. 秘密の保持

- ① 在職中の職員・・・全ての職員は、その業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密の保持を義務とします。
- ② 退職後の職員・・・全ての職員は、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、誓約書に証します。
- ③ 利用者等個人情報の必要性・・・職員がサービス担当者会議等において、ご利用者及びそのご家族の個人情報を、他のサービス担当者と共有します。そのため、あらかじめ、文書によりご利用者及びそのご家族から同意を得る必要があります。同意書の有効期間は利用契約期間と同じとし、個人情報の範囲は、サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとなります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用申込者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都中野区弥生町二丁目4番2号

名称 社会福祉法人ケアネット

事業所 東中野居宅介護支援事業所 印

説明者 所属 東中野居宅介護支援事業所

氏名 印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用申込者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(続柄)